

# 兵庫県公報

平成23年3月25日 金曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

人事委員会規則	ページ
○ 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	1
人事委員会告示	
○ 職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程の一部を改正する規程	1

## 公布された法令のあらまし

- 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第2号）  
災害発生時の特別休暇について、所要の整備を行うこととした。

## 人事委員会規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成23年3月25日

兵庫県人事委員会  
委員長 中瀬 憲一

### 兵庫県人事委員会規則第2号

#### 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年兵庫県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第19号を次のように改める。

- (19) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 必要と認められる期間
- ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。
- イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

第17条第1項第21号中「災害時において」を「災害又は交通機関の事故等に際して」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 人事委員会告示

職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成23年3月25日

兵庫県人事委員会  
委員長 中瀬 憲一

### 兵庫県人事委員会告示第1号

#### 職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程の一部を改正する規程

職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程（平成7年兵庫県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中第19号を第20号とし、第18号の次に次の1号を加える。

(19) 第19号の「これらに準ずる場合」とは、地震、水害、火災その他の災害により単身赴任手当の支給に係る配偶者等の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該単身赴任手当の支給を受けている職員がその復旧作業を行うとき等をいう。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。